

2025年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド
代表者名 代表取締役
社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
江口 祥一郎
（コード番号6632 東証プライム市場）
問合せ先 経営企画部長
遠藤 勇
（TEL 045-444-5232）

2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2025年11月13日付の取締役会において決議した2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」）の発行に関し、発行条件等を決定しましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせします。

記

本新株予約権に関する事項

（1）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
（2）転換価額	1,892.5 円
（ご参考）発行条件決定日（2025年11月13日）における株価等の状況	
イ．株式会社東京証券取引所における株価（終値）	1,423 円
ロ．アップ率 $\left[\{(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1\} \times 100\right]$	32.99%

（ご参考）本新株予約権付社債の概要

- （1）社債の総額 300 億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- （2）発行決議日 2025 年 11 月 13 日
- （3）本新株予約権の割当日および本社債の払込期日 2025 年 12 月 1 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
- （4）新株予約権を行使することができる期間 2025 年 12 月 15 日から 2030 年 11 月 18 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。ただし、①本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（ただし、税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2030 年 11 月 18 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

い。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2030 年 12 月 2 日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2025 年 9 月 30 日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する潜在株式数の比率は 10.76% になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数（自己株式を除く）で除したものです。

※本新株予約権付社債の詳細については、2025 年 11 月 13 日に発表しました「2030 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」を参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。